

別記

対 処 方 針

評価報告書において示された運営の改善に係る指摘事項については、以下の基本的な方針のもとに、積極的に改善に取り組む。

1. 教育訓練体系の抜本的見直し等について（注）

（1）教育訓練区分の再編等

評価報告書における指摘の趣旨を踏まえ、行政及び地域のニーズ等に十分に留意しつつ、課程の統廃合を含む教育訓練体系の抜本的な見直しを行っていく。その第一段階として、研究課程、専門課程、短期研修及び国際協力研修の4区分からなる新たな体系を再構築するとともに、各課程の定員の変更等を行った。（平成20年4月1日「教育訓練規程（訓令）」を改正。）

引き続き、長期課程及び短期研修の整合性を保ちつつ、教育訓練区分の再編、充実を進める。

（注）国立保健医療科学院機関評価・研究者評価実施要領の改正により「教育研修」は「教育訓練」に改められた。

（2）短期研修、遠隔教育の充実等

厚生労働省関係部局との緊密な連携の下に、研修テーマの選定プロセスの明確化を図り、行政ニーズに的確に対応した新たな短期研修の提案や既設の研修の改廃等を推進する。また、引き続きインターネットを活用した遠隔教育の拡大、充実に努める。

2. 調査研究活動の充実について

（1）調査研究の総合的な企画・調整の促進

院内に「研究委員会（仮称）」を設置し、調査研究活動の総合的な企画・調整の促進を図る。この委員会は、企画調整主幹と共同して、保健医療、生活衛生、福祉の将来を見据えた科学院としての明確なポリシーを確立した上で、研究の企画、課題の選定・調整、各研究部や他機関の研究者との連携等について審議するとともに、調査研究論文の質の確保に資する方策等についても検討する。

（２）機動性に富んだ研究体制の構築等

行政ニーズに直結した広範多様な調査研究課題に、研究者の専門的能力を機動性を保持しつつ結集し、迅速かつ適切に対応するため、部横断的な研究体制のグループ化や他機関との共同研究等を積極的に進める。さし当たり、基盤的研究においてプロジェクトチーム化を導入するとともに、「特定健診・保健指導」の開始など直面する行政課題に対応するため、広く研究者を集めた研究プロジェクトチームを編成し、積極的に調査研究を推進する。

３．その他

（１）組織改編に向けた検討

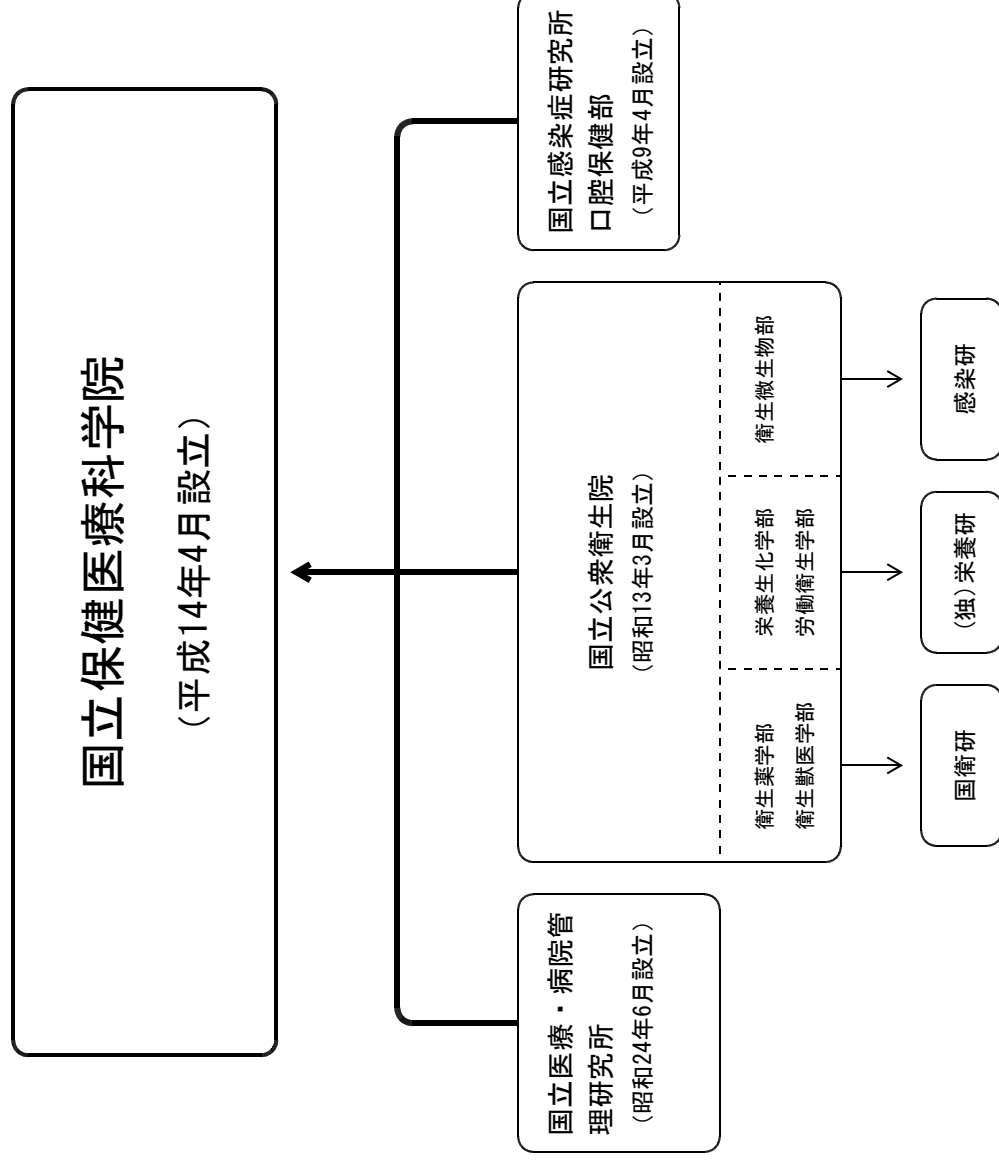
科学院の教育訓練及び調査研究について、その目指すべき中長期的な将来の方向性を明確にし、その達成のために相応しい組織の在り方について検討を行う。このため、教務会議や関係委員会における教育訓練業務の評価・検証活動を一層充実させるとともに、新設する「研究委員会（仮称）」における調査研究の総合的な企画・調整作業を着実に実施していくことを通じて、現在の組織・体制に由来する諸課題を的確に解明し、具体的かつ実効ある解決方策を見いだすこととする。

（２）その他

評価報告書の指摘を踏まえ、機関評価の手法について、予め内部委員による自主的評価を行うこととするための実施要領の改正を行ったほか、研究費の不正使用の防止等のための内部規定を整備した。

このほか、引き続き、多方面にわたる国際協力、研究者の養成・確保や流動性の向上、戦略的な情報発信の在り方、研究活動における不正行為の発生予防の方策等の検討を行う。

国立保健医療科学院の沿革



参考「厚生労働省組織令（抜粋）」

第138条 国立保健医療科学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 保健医療事業又は生活衛生に関係する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する保健医療及び生活衛生に関する学理の応用の調査及び研究（疾病の診断及び治療に係るものを除く。）を行うこと。
- 2 社会福祉事業に関係する職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する社会福祉に関する学理の応用の調査及び研究（保健医療及び生活衛生に関連するものに限る。）を行うこと。